

SEITAI × FITNESS【KARADAPARK】利用規約（ご入会及びご利用等に関する契約事項）

第1条（定義）

本規約によって定める条項は株式会社karada.pro(以下「当社」という)が運営するkaradapark(以下「当施設」という)に適用されるものとします。

第2条（会員制度）

①当施設は、会員制とします。②当施設に入会される方は、本規約を承諾し、当社規定の入会申込書等の諸契約を締結することにより入会が認められます。

第3条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は当施設の会員になることは出来ません。

- (1)本規約、および当施設の諸規則を遵守できない者
- (2)本申込を行う者が、記載した本人と同一人物であることを確認できない者
- (3)当施設においてタトゥーの露出を一切行わないことを同意できない者
- (4)暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と当社が判断した者
- (5)医師等により運動が禁じられている者
- (6)伝染病・その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (7)その他、当社もしくは当施設が会員としてふさわしくないと判断した者

第4条（メンバーコード・入退館手順）

当施設と入会契約を締結することにより、メンバーコードが与えられます。入館の際にはメンバーコードでチェックインし、退館時もコードでチェックアウトしてください。メンバーコードは本人のみが使用し、他の者が使用することはできません。また、コードを第三者に貸与することは出来ません。

第5条（会費および諸料金）

フィットネスゾーンを定額(月額)利用する方は、別に定める金額を当施設所定の方法で支払うものとし、既納の諸料金は、原則として返還はいたしません。会員は実際の施設利用の有無にかかわらず、本入会契約に定める会費等を全て支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければなりません。当施設は、別に定める会費及び諸料金の改定を行うことができます。改定を行う場合、当施設は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第6条（諸規定の遵守）

会員は本規約・当施設の諸規則他、以下を遵守しなければなりません。施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、及び当施設の説明並びに指示に従わなければなりません。施設利用時の服装は次に定める禁止事項を遵守します。・ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット(びょう)がついている衣服、履物または 服飾品・サンダル、草履、長靴、またはヒールが高い、滑りやすい履物・裸足・スパイクシューズ等 施設、または器具を傷つける可能性のある履物・その他、当施設がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品。当施設において次の行為は禁止します。・いかなる営利活動、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動・他の会員に対しパーソナルトレーニングを行う、またはそのように評価される活動・飲酒または喫煙、法律で禁止されている薬物等を使用すること・本規約に基づき当施設の利用を認められていない者を同伴させること・施設、器具、什器等を故意又は過失により破損すること・大声、または奇声を発すること・他の会員、当施設のスタッフに対して暴力的な行為、言動、性的な行為、言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる行為を行うこと・その他、当施設の秩序を乱す全てのこと。

第7条（退会）

会員が自己の都合により当施設を退会する場合は、所定の退会届にて手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。退会手続きは退会を希望する月の10日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続きがとられた場合は翌月の末日をもって退会扱いとなります。会費等の全部または一部が未納の場合は退会月までに完納しなくてはなりません。会費等は退会が月の途中であっても当該月分を全額支払わなければなりません。会員が自己の都合により会費等の全額または一部を2か月間滞納した場合、退会扱いとします。また滞納については全額現金または当社が指定した方法で支払わなくてはなりません。

第8条（会員資格の停止および除名）

会員が次の各号に該当するときは当該会員資格を一時停止し、または当該会員を当施設から除名することができます。(1)本規約および当施設の諸規則を遵守しないとき。(2)当社または当施設において、第3条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関する重要な事実を故意に申告しなかったとき。(3)その他、当社、または当施設において、会員としてふさわしくない言動があったと認めたととき。 ※会員資格停止中の会員または当施設から除名された会員は当施設を使用することができません。なお、会員は会員資格停止中の月会費を含む未納分の会費を支払わなければならないこととします。(既払分の返還はいたしません)

第9条（営業日および営業時間）

当施設の営業日、営業時間および受付時間については、別に定めます。ただし気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第10条（施設の閉鎖・利用制限）

当社は、次の理由により施設の利用を閉鎖・制限することがあります。・気象、災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を不可能と認めたととき。・法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他経営上止むを得ざる事由が発生したとき。・スタッフの研修等を実施する時。また、これによる会費等の支払義務の軽減、停止はありません。

第11条（会員資格の喪失）

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。・退会 ・死亡 ・法人の解散 ・除名 ・当施設を閉鎖したとき

第12条（会員資格の譲渡・相続・貸与）

当施設の会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更の設定その他の担保に供する等の行為、相続その他の包括継承はできません。

第13条（賠償責任）

①当施設内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社及び当施設は一切の責任を負いません。②会員は、自己の責に帰すべき原因により当施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第14条（解散）

①当施設は、止むを得ない事情による場合、3ヶ月前の予告をすることにより当施設を解散することができます。②解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力の場合は、前項の予告時間を短縮することができます。③当施設の解散の場合は、当社は会員に対し特別な補償は行いません。

第15条（通知予告）

本規約および当施設の諸事情に関する通達または予告は、当施設所定の場所に提示する方法により行います。

第16条（本規約その他の諸事情の改定）

当社は、本規約、細則、利用規定、その他当施設の運営、管理に関する事項を改訂することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

第17条（諸手続き）

①会員が入会申込み時に記載した内容に変更があった時は、速やかに当施設において変更手続きをしなければなりません。②当社から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、通知未達等の発信後の責を負いかねます。

附則. 本規約は2022年4月25日より発効します。

以上
株式会社karada.pro

